

三浦市立病院防災計画

《 目 次 》

I	総則.....	- 1 -
1	目的.....	- 1 -
2	性格.....	- 1 -
3	計画期間.....	- 1 -
4	防災教育等.....	- 1 -
5	適用範囲.....	- 1 -
II	消防計画.....	- 2 -
1	火災に対する措置.....	- 2 -
(1)	防火管理者の権限等.....	- 2 -
(2)	防災体制.....	- 2 -
(3)	予防管理対策.....	- 7 -
(4)	自衛消防活動.....	- 9 -
2	地震に対する措置.....	- 11 -
(1)	震災予防措置.....	- 11 -
(2)	地震後の安全措置.....	- 11 -
(3)	その他の措置.....	- 11 -
3	その他の災害に対する措置.....	- 12 -
III	災害時医療救護計画.....	- 13 -
1	災害対応の基本方針.....	- 13 -
2	基本要件.....	- 13 -
(1)	計画の適用範囲.....	- 13 -
(2)	最大被害想定.....	- 13 -
(3)	収容可能最大人数の想定.....	- 13 -
(4)	活動期間.....	- 14 -
(5)	経費負担.....	- 14 -
3	災害時医療救護活動の範囲.....	- 14 -
(1)	原則.....	- 14 -
(2)	特記事項.....	- 14 -
4	災害時医療救護体制.....	- 15 -
(1)	三浦市立病院災害対策本部.....	- 15 -
(2)	三浦市立病院災害情報センター.....	- 15 -
(3)	三浦市立病院災害時トリアージセンター.....	- 16 -
(4)	三浦市立病院災害時医療救護センター.....	- 17 -
5	災害時医療救護活動.....	- 18 -
(1)	職員初期行動.....	- 18 -

(2)	情報収集及び報告.....	- 19 -
(3)	施設及び設備の保守.....	- 19 -
(4)	院内トリアージ.....	- 19 -
(5)	医療救護活動.....	- 20 -
6	災害資機材等の備蓄等.....	- 20 -
(1)	ライフラインに関するもの.....	- 21 -
(2)	医薬品.....	- 22 -
(3)	診療材料等.....	- 22 -
(4)	食糧.....	- 23 -
IV	防災教育等.....	- 26 -
1	防災教育.....	- 26 -
(1)	防災教育の実施.....	- 26 -
(2)	防災教育の目的.....	- 26 -
(3)	講演会等.....	- 26 -
(4)	ポスターの作成.....	- 26 -
2	防災訓練.....	- 26 -
(1)	訓練の実施.....	- 26 -
(2)	消防機関への指導要請.....	- 27 -
(3)	訓練の実施報告.....	- 27 -
	附則.....	- 28 -

I 総則

1 目的

この計画は、三浦市立病院が行う消防活動及び災害時医療救護活動について必要な事項を定め、火災予防、被害の拡大防止及び災害時の人命の安全確保に寄与することを目的とする。

2 性格

この計画は、消防法第8条第1項に基づく消防計画としての性格を有し、併せて、三浦市地域防災計画（以下、「地域防災計画」という。）に定める医療救護活動のうち三浦市立病院が行う業務に関する個別計画としての性格を有す。

3 計画期間

この計画の期間は、平成25年度から5年間とし、関係法規又は上位計画の変更等の理由により必要が生じたときは、その都度改廃することとする。

4 防災教育等

総病院長は、三浦市立病院が行う消防活動及び災害時医療救護活動について病院事業職員（施設管理業務を請け負う者の従業員等、契約により病院の業務に従事する者を含む。以下、同じ。）等の意識の高揚を図るため、常に防災教育に努めるものとし、火災発生時の消火活動及び避難誘導等を円滑に行うための訓練（以下、「消防訓練」という。）及び災害時における医療救護活動を円滑に行うための訓練（以下、「災害時医療救護訓練」という。）を、本計画及び別に定めるマニュアルに従い、計画的に実施するものとする。

5 適用範囲

この計画は、入院患者、外来患者及び病院事業職員等、当院に出入するすべての者に適用する。

II 消防計画

1 火災に対する措置

(1) 防火管理者の権限等

ア 防火管理者及び事務局

消防法第8条第1項に定める防火管理者を三浦市立病院事務長とし、事務局を三浦市立病院事務局に置き、消防計画実施にあたってのすべての実務を行うものとする。

イ 防火管理者の権限及び業務

防火管理者は、防災管理計画についての一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

- (ア) 防災火管理計画の検討及び変更
- (イ) 消火、通報、避難及び避難誘導の訓練の実施
- (ウ) 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検検査の実施及び監督
- (エ) 消防用設備等の点検整備の実施及び監督
- (オ) 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- (カ) 収容人員の管理
- (キ) 管理権限者に対する助言及び報告並びにその他防火管理上必要な業務

ウ 消防機関への報告

防火管理者は、次の業務について消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

- (ア) 防災管理計画の策定及び改廃
- (イ) 建物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡及び法令に基づく諸手続
- (ウ) 消防用設備等の点検結果の報告
- (エ) 消防用設備等の点検及び火災予防上必要な検査の指導要請
- (オ) 教育訓練指導の要請
- (カ) その他法令に基づく報告及び防火管理について必要な事項

(2) 防災体制

ア 三浦市立病院防災対策委員会

(ア) 設置及び事務局

防災業務の適正な運営を図るため、三浦市立病院防災対策委員会（以下「防災対策委員会」という。）を置き、防災対策委員会の事務局は、防火管理者のもとに置くものとする。

(イ) 所掌事務

防災対策委員会は、次の基本的な事項について審議する。

- a 防災管理計画の樹立及び変更に関すること。
- b 防火対象物の構造及び避難施設並びに消防用設備等の維持管理に関すること
- c 自営消防組織の設置及び運営に関すること
- d 防火管理訓練の企画に関すること
- e 火災の際の隣接防火対象物との応援協定に関すること
- f 消防設備の改善強化に関すること
- g 火災予防上必要な教育に関すること

h その他防火管理に関すること

(ウ) 構成員等

防災対策委員会の構成員及び役職は次の表1のとおりとし、役職ごとの職務は次のとおりとする。

【表1：防災対策委員会構成員】

構成員	役職
総病院長	委員長
副管理者	副委員長
看護部長	副委員長
診療部長	副委員長
診療支援部長	副委員長
薬剤科長	委員
リハビリテーション科技師長	委員
放射線科技師長	委員
臨床検査科技師長	委員
看護部主幹	委員
事務長	委員
総務課長	委員

a 委員長

防災対策委員会を統括し、所掌事務を総理する。

b 副委員長

委員長を補佐し、委員長を欠く場合には次の順位により委員長を代理する。

- (a) 第1位 副管理者
- (b) 第2位 看護部長
- (c) 第3位 診療部長
- (d) 第4位 診療支援部長

c 委員

委員長の指示により所掌事務を遂行する。

(エ) 会議

委員会は、定例会と臨時会の2種類とし、定例会は2月及び11月に開催し、臨時会は委員長が必要と認めたときに開催する。

イ 三浦市立病院防災連絡会議

(ア) 設置及び事務局

防災対策委員会の指示に基づき行う防火管理業務の円滑な運営を図るため、三浦市立病院防災連絡会議（以下「防災連絡会議」という。）を置き、防災連絡会議の事務局は、防火管理者のもとに置くものとする。

(イ) 所掌事務

防災連絡会議は、次の事務を行う。

- a 防災対策委員会に審議案件として付議すること
- b 防火管理訓練の実施に関すること
- c その他防火管理業務の運営に関すること

(ウ) 構成員等

防災対策委員会の構成員は、次の表2に定める者で毎年度総病院長が防火管理者をして指名する者とし、担当ごとの職務は次のとおりとする。

【表 2：防災連絡会議構成員】

	役職
事務長	議長
総務課長	副議長
診療部医師	委員
薬剤科職員	委員
リハビリテーション科職員	委員
放射線科職員	委員
臨床検査科職員	委員
地域医療科職員	委員
2階病棟看護師長	委員
3階病棟看護師長	委員
4階病棟看護師長	委員
外来看護師長	委員
手術室看護師長	委員
看護教育室看護師長	委員

a 議長

防災連絡会議を統括し、所掌事務を総理する。

b 副議長

議長を補佐し、議長を欠く場合に議長を代理する。

c 委員

議長の指示により所掌事務を遂行する。

(エ) 会議

会議は、定例会と臨時会の2種類とし、定例会は2月及び11月に開催し、臨時会は議長が必要と認めたときに開催する。

ウ 予防管理組織

(ア) 火災予防のための組織

a 設置及び事務局

火災予防及び地震時等の出火防止を図るため、防火管理者の下に、火災予防のための組織として、次の表3に定める者で毎年度防火管理者が指名する防火担当責任者及び火元責任者を置き、事務局は、防火管理者のもとに置くものとする。

b 所掌事務

火災予防のための組織は、それぞれ次に掲げる事務を所掌する。

(a) 防火担当責任者

- a ‘ 防火管理者の補佐
- b ‘ 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督に関すること

(b) 火元責任者

- a ‘ 防火担当責任者の補佐
- b ‘ 担当区域内の火気管理
- c ‘ 消防用設備等、建物、火気使用設備器具、電気設備等及び危険物施設等の日常の維持管理
- d ‘ 地震時における火気使用設備器具の安全確認

【表3：防火担当責任者・防火管理者一覧表】

区分	防火担当責任者	区画	火元責任者	区分	防火担当責任者	区画	火元責任者	
地階	事務長	機械室	事務局職員	2階	総病院長	総病院長室	総病院長	
		消火ポンプ室				副院長室		
		電気室				看護教育室・医療安全管理室		看護教育室看護師長
		空調機械室				看護部長室		看護部長
		発電機室				医局・当直室		診療部長
		男子更衣室				会議室		総務課長
		女子更衣室	滅菌保管室		手術室看護師長			
		病歴室	中央材料室					
		調理室	機会準備室					
		職員食堂兼会議室	汚物処理室					
		中央倉庫	洗浄室					
		倉庫	手術室					
		清掃用具入	病棟・病室		2階病棟看護師長			
		洗濯室	陣痛室					
	リネン室	分娩室						
	霊安室	沐浴室						
	廃棄物保管室	記録室						
	薬剤科長	新生児室	2階病棟看護師長					
リハビリテーション科技師長	調乳室							
リハ訓練室	ナースステーション							
機材庫	処置室							
水治療室	カンファ室							
スタッフ室	機材室							
1階	総務課長	事務室	事務局職員	3階	3階病棟看護師長	機械室	事務局職員	
		交換室				病棟・病室		
		地域医療科				機材室		
		売店				パントリー		
	放射線科技師長	MR I室	放射線科職員		3階病棟看護師長	浴室		
		CT室				カンファ室		
		その他放射線科				機材室		
		臨床検査科				機材室		
	外来看護師長	中央処置室・救急室	外来看護師		4階	4階病棟看護師長	ダイヤルルーム	事務局職員
		健診室					機械室	
		内科外来					病棟・病室	
		外科外来					機材室	
		整形外科外来					介助浴室	
		眼科外来					パントリー	
		耳鼻科外来					浴室	
		産婦人科外来					ナースステーション	
		小児科外来					処置室	
		スタッフ廊下					カンファ室	
外来カンファ室	機材室							
内視鏡室	ダイヤルルーム							
その他	総務課長	付属棟	事務局職員	看護師宿舎	事務局職員			

(イ) 自主点検検査を実施するための組織

a 設置及び事務局

建物、火気使用設備器具、危険物施設及び電気設備について定期的に点検検査を行い、適正な機能を維持するため、施設管理業務を請け負う者で毎年度防火管理者が指名する者をもって構成する自主点検検査を実施するための組織を置き、事務局は、防火管理者のもとに置くものとする。

b 所掌事務

自主点検検査を実施するための組織は、表4に定める建物等点検検査対象物及び表5に定める消防用設備等点検検査対象物について定期的に点検検査を行い、適正な機能を維持するための措置に関する事務を所掌する。

【表4：建物等点検検査対象物】

点検検査対象物	点検検査責任者
建物	施設管理業務を請け負う者
火器使用設備器具	
危険物施設	
電気設備	

【表5：消防用設備等点検検査対象物】

点検検査対象物	点検検査実施日
消化器具	施設管理業務を請け負う者
スプリンクラー設備	
自動火災報知設備	
ガス漏れ火災警報設備	
非常放送設備	
誘導灯	
排煙設備	
防火扉・シャッター設備	

エ 自衛消防組織

(ア) 設置及び事務局

三浦市立病院の自衛消防組織として、三浦市立病院自衛消防隊（以下「自衛消防隊」という。）を置き、自衛消防隊の事務局は、防火管理者のもとに置くものとする。

(イ) 所掌事務

自衛消防隊は、火災発生時における次の消防活動を行う。

- a 消防機関への通報等、情報収集と連絡調整に関すること。
- b 消火活動に関すること。
- c 避難誘導に関すること。
- d 設備の保守に関すること。
- e 負傷者等の応急救護に関すること。

(ウ) 構成員等

自衛消防隊の構成員及び役職は次の表6に定める者で、毎年度総病院長が防火管理者をして指名する者とし、役職ごとの職務は次のとおりとする。

【表6：自衛消防隊構成員】

構成員	役職（担当）
総病院長	隊長
副管理者	副隊長
事務長	通報連絡担当
総務課長	消火担当
事務局職員	避難誘導担当
事務局職員	防護安全担当
看護部主幹	救護担当

a 隊長

火災発生時において自衛消防隊を統括し、指揮命令を行うとともに、消防機関との連携を密にし、円滑な消防活動に努める。

b 副隊長

隊長を補佐し、隊長を欠く場合に隊長を代理する。

c 通報連絡担当

消防機関に対する通報及びその確認を行い、構内への出火の報知、情報提供、関係機関への連絡調整を行う。

d 消火担当

消火作業及び消火の指揮を行う。

e 防護安全担当

電気設備、危険物施設等の安全措置を講じ、防火扉等及び排煙設備等の操作を行う。

f 救護担当

負傷者及び被救護者の応急救護を行う。

(3) 予防管理対策

ア 火気等の使用制限等

防火管理者は、次の事項について指定または制限するものとする。

- (ア) 喫煙禁止場所及び喫煙場所の指定
- (イ) 火気使用設備器具等の使用禁止場所及び使用場所の指定
- (ウ) 工事中の火気使用の制限及び立会い
- (エ) 火災警報発令時等の火気使用禁止又は制限

イ 臨時の火気使用等

次の事項を行おうとする者は、防火管理者に事前に連絡し、承認を得るものとする。

- (ア) 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき。
- (イ) 各種火気使用設備器具を設置又は変更するとき。
- (ウ) 催物の開催及びその会場で火気を使用するとき。
- (エ) 危険物を貯蔵、取扱い、又は種類、数量等を変更するとき。
- (オ) 改装、模様替え等を行うとき。

ウ 火気等の使用時の遵守事項

火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (ア) ガスコンロ、電熱器等の火気使用設備器具は、指定された場所以外では使用しないこと。
- (イ) 火気使用設備器具を使用する前に必ず器具等を検査してから使用すること。
- (ウ) 火気使用設備器具の周囲に可燃物があるか否かを確認してから使用すること。
- (エ) 火気使用設備器具の使用後には必ず点検をし、安全を確認すること。
- (オ) 喫煙禁止場所での禁煙

エ 施設に対する遵守事項

院内に勤務し、または出入りする者は、避難設備及び防火設備の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守しなければならない。

(ア) 避難口、廊下、階段、避難通路、その他避難のために使用する避難施設

- a 避難の妨害となる設備を設け、又は物品を置かないこと。
- b 床面は避難に際し、つまづき、すべり等が生じないように維持すること。
- c 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し解放できるものとし、解放した場所は廊下、階段等の幅員を有効に保持できること。

(イ) 火災が発生したとき延焼を防止し、または有効な消防活動を確保するための防火施設

- a 防火戸は、常時閉鎖できるようその機能を有効に保持し、閉鎖の障害となる物品を置かないこと
- b 防火戸に近接して延焼の媒介となる可燃性物品を置かないこと

オ 工事人等の遵守事項

院内で工事等を行う者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (ア) 溶接、その他の火気等を使用する工事を行う場合は、作業計画を防火管理者に提出し、必要な指示を受けること。
- (イ) 火気等を使用する作業にあたっては、消火器等を配置すること。
- (ウ) 指定された場所以外では、喫煙、たき火等を行わないこと。
- (エ) 危険物の使用は、その都度防火管理者の承認を得ること。
- (オ) 火気管理は、作業所ごとに責任者を指定して行うこと。

カ 当直者の業務

当直者は、別に定める当直マニュアルに従い、定時に巡回し火災予防上の安全を確認するとともに、その結果を当直日誌に記録し、防火管理者に報告するものとする。

キ 建物等の自主点検検査

自主点検検査を実施するための組織は、次の表7に定めるところにより建物等点検検査対象物の定期的な点検検査を行うとともに、平時においては、火元責任者が点検検査対象物の外観点検を随時行うものとする。ただし、表7に定める実施日に点検検査を行うことが適当でないと認められる場合には、防火管理者は、当該実施日を変更して点検検査を行うことができるものとする。

【表7：建物等自主点検検査実施日】

点検検査対象物	点検検査実施日
建物	3月1日
	9月1日
火器使用設備器具	3月1日
	9月1日
危険物施設	3月1日
	9月1日
電気設備	3月1日
	9月1日

ク 消防用設備等の自主点検

自主点検検査を実施するための組織は、次の表8に定めるところにより別に定める点検表を用いて消防用設備等点検検査対象物の定期的な点検検査を行うとともに、平時においては、火元責任者が点検検査対象物の外観点検を随時行うものとする。ただし、表8に定める実施日に点検検査を行うことが適当でないと認められる場合には、防火管理者は、当該実施日を変更して点検検査を行うことができるものとする。

【表 8：消防用設備等点検検査実施日】

点検検査対象物	点検検査実施予定日
消火器具	3月1日
	9月1日
スプリンクラー設備	3月1日
	9月1日
自動火災報知設備	3月1日
	9月1日
ガス漏れ火災警報設備	3月1日
	9月1日
非常放送設備	3月1日
	9月1日
誘導灯	3月1日
	9月1日
排煙設備	3月1日
	9月1日
防火扉・シャッター設備	3月1日
	9月1日

ケ 点検検査結果の記録及び報告

自主点検検査を実施するための組織は、キ及びクに定める定期的な点検検査について、別に定める点検結果報告書をもって点検検査の結果を防火管理者に遅滞なく報告するものとし、防火管理者は、総病院長及び三浦市消防長に遅滞なく報告するものとする。

(4) 自衛消防活動

ア 本部の設置及び任務

自衛消防隊長は、火災発生時において自衛消防本部を事務局内に置き、一切の通報を受け、消防機関への通報、非常放送の指示、患者の安全のための避難誘導を重点とした体制を整えるとともに、防火対象物表、防災計画、緊急連絡先一覧表等を準備し、災害状況の把握、活動上の指揮命令及び報告連絡体制の確立を図るものとする。

イ 避難経路図

自衛消防隊長は、人命の安全を確保するため、各階ごとに消防用設備等の設置位置図及び屋外へ通じる避難経路を明示した避難経路図を作成して掲示し、入院患者、外来患者及び病院事業職員等、当院に出入するすべての者に周知徹底を図るものとする。

ウ 通報連絡

自衛消防隊通報連絡担当ほか通報連絡に関する指示を受けたものは、火災発生時において、おおむね次に定める通報連絡のほか、状況に応じて必要なその他の通報連絡措置を迅速に行うものとする。

(ア) 出火を確認した者は、速やかに通報連絡担当（通報連絡担当が不在の場合は、自衛消防隊員のうち通報が可能な者。以下、同じ。）に通報するとともに、周囲の可能な限り多くの者に通告する。

(イ) 自動火災報知器等により発災確認された場合は、施設管理業務を請け負う者または迅速な措置が可能な者が防災パネルにより火災の状況を確認し、通報連絡担当に通報する。

(ウ) 火災の通報を受けた通報連絡担当は、消防機関への通報を迅速に行い、非常放送の指示を行う。

(エ) 通報連絡担当は、消防機関への通報を確認するとともに、緊急連絡網により関係者連絡を促し、火災及び避難状況等を消防機関へ連絡する。

エ 消火活動

自衛消防隊消火担当は、初期消火に主眼を置き、指定された屋内消火栓、消火器等をもって消火活動の中核を担うとともに、すべての病院事業職員に消火活動の指示を行うものとする。

オ 避難誘導

自衛消防隊避難誘導担当ほか避難誘導に関する指示を受けたものは、火災発生時において、おおむね次に定める避難誘導のほか、状況に応じて必要なその他の避難誘導措置を迅速に行うものとする。

- (ア) 避難誘導は、別に定める避難経路図により誘導することとする。
- (イ) 避難誘導は、各区画の防火担当責任者並びに火元責任者及びこの指示を受けた病院事業職員が当たることを原則とする。
- (ウ) 病棟における避難誘導は、出火場所のある階及びその上層階は出火場所の反対側階段を、出火場所の下層階にあつては中央階段を使用して避難することを原則とする。
- (エ) 避難誘導は、混乱防止に対する十分な配慮に心がけ、拡声器、メガホン等を有効に活用して入院患者に避難方向及び火災の状況を知らせ、出火場所のある階及びその上層階を最優先に避難させることを原則とする。
- (オ) 体動困難患者及び寝たきり患者等（以下、「体動困難患者等」という。）の救出に全力を尽くすものとし、特に出火場所のある階及びその上層階の体動困難患者等については、出火場所の下層階看護師及び外来看護師、医師、及び事務員等、すべての病院事業職員が、介助避難に当たることとする。
- (カ) 各区画の防火担当責任者は、当該区画の避難誘導終了後、避難誘導の状況を確認し、遅滞なく自衛消防本部に報告することとする。
- (キ) 応急救護を要する者については、避難経路図に従った避難誘導により安全を確保した後、救護所へ搬送することを原則とし、これによりがたい場合には、避難誘導に当たる者の判断により、応急救護が可能なその他の場所への誘導を行うこととする。

カ 防護安全措置

自衛消防隊防護安全担当は、火災発生時において必要と認める場合には、ボイラーの運転中止、非常電源への切換え、ガスの供給停止、火気使用器具の使用停止及び各階の防火扉並びに防火シャッターの閉鎖等防護安全措置を講ずることとする。

キ 応急救護

自衛消防隊救護担当ほか応急救護に関する指示を受けたものは、火災発生時において、おおむね次に定める応急救護のほか、状況に応じて必要なその他の応急救護措置を迅速に行うものとする。

- (ア) 火災発生後、速やかに救急処置室に救護所を設置するものとし、これによりがたい場合には、自衛消防隊救護担当が適当と認めるその他の場所に設置するものとする。
- (イ) 救護所において応急救護に当たる病院事業職員を指名し、必要な薬品ほか資機材を調達し、応急救護体制を整える。
- (ウ) 適切な応急救護活動を行う。
- (エ) 応急救護後、対象者の氏名、応急救護の時刻、処置内容等必要事項を記録し、応急救護活動終了後、自衛消防本部に報告することとする。

ク 休日・夜間における自衛消防活動体制

休日・夜間における自衛消防活動は、入院患者の安全を最優先として、当直医師、当直看護師及びその他の病院事業職員で当直をしている者全員が協力して次の表9により初動体制の確立を図り、同表の初期消防活動を行うほか、アからキに準じた活動を行うものとする。

【表9：休日夜間初動体制】

役職（担当）	構成員	初期消防活動
通報連絡担当	夜間休日受付及び施設管理業務従事者	1 自動火災報知機による発災箇所の特定、確認、消防署への電話連絡 2 非常放送による院内周知 3 当直医師及び看護師の非常招集 4 緊急連絡網による通報 5 出火場所、延焼状況、その他必要な事項を確認、消防署への報告
消火担当	発火場所付近にいる者	1 出火場所への急行及び拡大防止のための初期消火 2 通報連絡担当に対する出火場所等情報の提供 3 三浦市消防署ほか消防隊が到着した場合の情報提供
避難誘導担当	医師及び看護師	1 通報連絡担当への連絡その他の方法による出火場所の特定 2 入院患者への周知 3 体動困難患者等の把握
防護安全担当	施設管理業務従事者	1 防護安全措置の対象物の確認
救護担当	看護師	1 救護所開設準備

2 地震に対する措置

(1) 震災予防措置

防火担当責任者及び火元責任者は、地震時の災害の発生を予防するため、表4及び表5に定める建物等点検検査対象物及び消防用設備等点検検査対象物の点検検査に合わせて、次の検査等の措置を講じるものとする。

- ア 建築物及び建築物に付随する施設物（看板、窓枠、外壁等）及び陳列または設置されている備品等の倒壊、転落及び落下の有無並びにその危険性の検査
- イ 火気使用設備器具等の転倒並びに落下の防止及び自動消火装置並びに燃料等の自動停止装置等に関する作動状況の検査
- ウ 危険物施設における危険物品等の転倒、落下並びに浸水等による発火防止及び送油管等の緩衝装置の外観検査

(2) 地震後の安全措置

防火担当責任者及び火元責任者は、地震後、建物、火気使用設備器具及び危険物施設等の点検検査及び応急措置を行うとともに、すべての機器等について安全性を確認後、供給、使用を開始するものとする。

(3) その他の措置

地震発生時において必要なその他の措置は、火災に対する措置に準じて行うものとする。

3 その他の災害に対する措置

火災及び地震以外の災害に対する措置は、本計画の「火災に対する措置」及び「地震に対する措置」に準じて最善の措置を講じるものとする。

Ⅲ 災害時医療救護計画

1 災害対応の基本方針

災害時医療救護計画が適用される災害時には、病院自体も被災して病院としての機能が制限されることが予想され、限られた人的物的医療資源のなかで医療救護活動を行う必要がある。この際、通常の診療とは異なる考え方が必要で、最大多数の傷病者に必要最小限の医療を行うことが求められ、そのためには、患者の重症度と緊急度により治療優先順位を決めるトリアージに基づいた診療を行うこととする。

また、すべての病院事業職員は、本計画が適用される災害発生時において、院内にいる職員にあつては自身の安全確保を行った上で、居住地等院外にいる職員にあつては自身と家族の安全確保に努めた上で、さらには居住地域等の人命救助と災害弱者の保護に努めた上で、三浦市立病院が行う災害時における医療救護活動に従事するものとする。

2 基本要件

(1) 計画の適用範囲

災害時医療救護計画は、次の各号に定める災害発生時又は発災が予想される場合に適用するものとする。

ア 広域自然災害

震度5以上の地震、その他の大規模広域自然災害

イ 大規模人為災害

傷病者が多数発生した集団災害

ウ 特殊災害

緊急被ばく災害

(2) 最大被害想定

災害時医療救護計画における被害想定は、三浦市地域防災計画（地震災害対策計画）第1章第3節に定める「地震被害の想定」のうち、三浦市が防災資機材の備蓄の根拠とする「三浦半島断層群の地震」によるものとする。

(3) 収容可能最大人数の想定

当院が災害時に受入可能な最大人数は、次の各号の想定による。

ア 災害時通常入院患者

当院が持つ一般病床136床のうち130床、130人を想定する。

イ 災害による重症患者のうち入院加療を要する者

地震被害の想定による重症患者想定数90人のうち50%の45人を受け入れると想定する。

ウ 災害時通常外来患者

当院が通常時の予算目標数とする480人を想定する。

エ 災害による重症患者を除く負傷者のうち外来診療を要する者

地震被害の想定による470人のうち40%の188人を受け入れると想定する。

オ 在宅酸素療法を実施中の患者

当院の患者のうち在宅酸素療法を実施中の者30人を入院加療を要する者として受け入れると想定する。

(4) 活動期間

当院が共助及び公助を受けずに行う災害時医療救護活動の期間は、災害発生後おおむね3日間とし、その後は、必要に応じて、市、県、国及び他の医療機関の支援及び連携のもと、災害時医療救護活動を継続するものとする。

(5) 経費負担

当院が行う災害時医療救護活動に必要な救急医療に要する経費の負担は、地域防災計画に定めるところによる。

3 災害時医療救護活動の範囲

(1) 原則

当院における災害時医療救護活動の範囲は、次の特記事項に定めるもののほか、当院が持つ平常時の機能の範囲とすることを原則とし、災害の状況によって柔軟な対応を図ることとする。

(2) 特記事項

ア 収容人数

災害の状況及び収容可能最大人数の想定に基づき、日常診療を超える患者数についても可能な限り収容することとする。

イ 緊急被ばく災害における処置

緊急被ばく災害時における処置は、ふき取り等の簡易な除染や救急処置（初期被ばく医療）であり、この後においても汚染の残存する患者又は相当程度被ばくしたと推定される患者については、二次被ばく医療機関である北里大学病院に搬送することとする。

ウ 人工透析患者の受入

当院の日常診療の範疇ではなく、受入のための設備、医療材料を備えていないことなど、受入は困難であり、災害拠点病院等への搬送を前提とすることとする。

エ 血液製剤の備蓄

使用できる期限が極めて短く平常時はそのほとんどが使われずに廃棄されること、該当患者については災害拠点病院等への搬送を前提とすることなどの理由により、血液製剤の備蓄はしないこととする。

オ 抗インフルエンザ薬の備蓄

市内調剤薬局にも備蓄があることなどの理由により、当院での備蓄はしないこととする。

カ 小児用薬剤の備蓄

市内調剤薬局にも備蓄があることなどの理由により、当院での備蓄はしないこととする。

4 災害時医療救護体制

(1) 三浦市立病院災害対策本部

ア 設置基準

総病院長は、次に定める場合に三浦市立病院災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）を設置し、災害の危険が無くなった場合、若しくは災害発生後における措置が概ね完了したと認める場合、災害対策本部を廃止するものとする。

- (ア) 市域に震度5強以上の地震が起きたことが発表されたとき。
- (イ) 相模湾・三浦半島予報区に大津波警報が発表されたとき。
- (ウ) 東海地震に関し予知情報又は警戒宣言が発表されたとき。
- (エ) 風水害により市域において大規模な被害が発生したとき、又は大規模な被害が予想されるとき。
- (オ) 上記のほか、災害時医療救護計画を適用する場合で総病院長が必要と認めるとき。

イ 設置場所

災害対策本部は、2階会議室に設置することを原則とし、これによりがたい場合には、本部長が適当と認めるその他の場所に設置するものとする。

ウ 所掌事務

災害対策本部は、次の事務を所掌する。

- (ア) 災害時医療救護活動に必要な情報の収集
- (イ) 三浦市立病院事業職員等に対する災害時医療救護活動に必要な情報提供及び指揮命令
- (ウ) 神奈川DMA Tの要請
- (エ) その他災害時医療救護活動に関し必要な事項

エ 構成員等

災害対策本部の構成員、役職及び役職ごと職務は、防災対策委員会に準じるものとする。この際、防災対策委員会を災害対策本部に、委員長を本部長に、副委員長を副委員長に読み替えるものとする。

オ 参集

設置基準に定める災害等が発生した場合、構成員は、すみやかに設置場所に参集するものとする。

(2) 三浦市立病院災害情報センター

ア 設置基準

総病院長は、災害対策本部を設置するに至らない場合で、次に定める場合に三浦市立病院災害情報センター（以下「災害情報センター」という。）を設置し、必要に応じて速やかに災害対策本部に切り替えるものとし、また、災害の危険が無くなった場合、若しくは災害発生後における措置が概ね完了したと認める場合に廃止するものとする。

- (ア) 横浜地方気象台が、三浦市で震度4以上を観測し、発表したとき。
- (イ) 気象庁が、「相模湾・三浦半島」津波予報区に「ツナミ」の津波警報を発表したとき。
- (ウ) 東海地震観測情報が発表されたとき。
- (エ) 大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪、及び高潮警報のいずれかが三浦市に発表されたとき。

- (オ) 台風接近のおそれがあるとき。
- (カ) 1時間降雨量が20ミリを超えたとき、又は総雨量が100ミリを超えたとき。
- (キ) 上記のほか、災害時医療救護計画を適用する場合で総病院長が必要と認めるとき。

イ 設置場所

災害情報センターの設置場所は、災害対策本部の設置場所に準じるものとする。

ウ 所掌事務

災害情報センターは、次の事務を所掌する。

- (ア) 災害時医療救護活動に必要な情報の収集
- (イ) 三浦市立病院事業職員等に対する災害時医療救護活動に必要な情報提供及び指揮命令
- (ウ) その他災害時医療救護活動のために必要な準備等に関し必要な事項

エ 構成員等

災害情報センターの構成員、役職及び役職ごとの職務は、災害対策本部に準じるものとする。この際、「本部長」を「センター長」に、「副本部長」を「副センター長」に、「災害対策本部」を「災害情報センター」に読み替えるものとする。

オ 参集

設置基準に定める災害等が発生した場合、構成員は、センター長が参集の必要があると認める場合にセンター長の指示により設置場所に速やかに参集するものとし、それ以外は、参集指示等の連絡を容易に受けられる環境の保持に努めるものとする。

(3) 三浦市立病院災害時トリアージセンター

ア 設置基準

三浦市立病院災害時トリアージセンター（以下「院内トリアージセンター」という。）は、災害対策本部設置基準に準じて設置し、廃止するものとする。

イ 設置場所

院内トリアージセンターは、1階ロビーに設置することを原則とし、これによりがたい場合には、センター長が適当と認めるその他の場所に設置するものとする。

ウ 所掌事務

院内トリアージセンターは、災害時医療救護活動に際し行う院内トリアージを所掌する。

エ 構成員等

院内トリアージセンターの構成員は、三浦市立病院防災連絡会議（以下「防災連絡会議」という。）の構成員とし、役職及び役職ごとの職務は、下記のとおりとする。

(ア) センター長

防災連絡会議担当医師とし、院内トリアージセンターを統括し、所掌事務を総理する。

(イ) 副センター長

事務長とし、センター長を補佐し、センター長を欠く場合にはセンター長を代理する。

(ウ) 構成員

センター長の指示により所掌事務を遂行する。

オ 参集

「災害対策本部」を「院内トリアージセンター」に読み替え、災害対策本部の参集に準じるものとする。

(4) 三浦市立病院災害時医療救護センター

ア 設置基準

三浦市立病院災害時医療救護センター（以下「医療救護センター」という。）は、災害対策本部設置基準に準じて設置し、廃止するものとする。

イ 設置場所

医療救護センターは、災害対策本部設置場所と同所に設置する。

ウ 所掌事務

医療救護センターは、災害時医療救護活動のうち、災害対策本部、災害情報センター及び院内トリアージセンターが行うもの以外の業務を所掌する。

エ 構成員等

医療救護センターの構成員は、すべての病院事業企業職員とし、役職及び役職ごとの職務は、下記のとおりとする。

(ア) センター長

総病院長とし、医療救護センターを統括し、所掌事務を総理する。

(イ) 副センター長

診療部長、診療支援部長、看護部長及び副管理者とし、センター長を補佐し、センター長を欠く場合には次の順位によりセンター長を代理する。

- a 第1位 診療部長
- b 第2位 診療支援部長
- c 第3位 看護部長
- d 第4位 副管理者

(ウ) 構成員

センター長の指示により所掌事務を執行する。

オ 班

医療救護センターに次の班を置き、相互協力のもと、医療救護センター長の指示により、その所掌事務を執行するものとする。

(ア) 設備班

a 所掌事務

院内の被害状況の調査を行い、使用可能な医療資源に関する情報の収集及び災害対策本部への報告を行い、修復が必要な機材等の修復に努めるほか、傷病者の受入れに必要な簡易ベッド等の準備等を行うものとする。

b 班長

総務課長とし、設備班を統括し、所掌事務を総理する。

c 副班長

総務課主査とし、班長を補佐し、班長を欠く場合には、あらかじめ班長が指定する順位により班長を代理する。

d 構成員

総務課職員及び三浦市立病院の施設の管理に関する業務を請け負う者とし、班長の指示により所掌事務を執行する。

(イ) 移送班

a 所掌事務

別に定める災害時院内移送経路図に従い、傷病者のトリアージ後の識別色に応じた院内収容場所への移送を行う。この際、受入患者の集中等の理由により当該移送経路図どおりの移送が困難な場合には、移送を行う者の判断により最も安全かつ効率的な移送を行うこととする。また、傷病者の院外への移送が必要な場合には、災害拠点病院又は二次被災医療機関への転送手続等に関する事務を行うものとする。

b 班長

事務長とし、移送班を統括し、所掌事務を総理する。

c 副班長

医事課主査とし、班長を補佐し、班長を欠く場合には班長を代理する。

d 構成員

医事課職員及び三浦市立病院の医事に関する業務を請け負う者とし、班長の指示により所掌事務を執行する。

(ウ) 医療救護班

a 所掌事務

(ア) 及び (イ) に定める業務以外の医療救護センターのすべての所掌事務を日常診療の分掌に従い行うものとする。

b 班長

診療部長とし、医療救護班を統括し、所掌事務を総理する。

c 副班長

診療支援部長及び看護部長とし、班長を補佐し、班長を欠く場合には班長を代理する。

d 構成員

(ア) 及び (イ) に定める構成員以外のすべての病院事業企業職員とし、班長の指示により所掌事務を執行する。ただし、(ア) 及び (イ) に定める構成員にあっても、自らの所掌事務に余裕があるときは、医療救護班長の指示により医療救護班の所掌事務に従事するものとする。

カ 参集

「災害対策本部」を「医療救護センター」に読み替え、災害対策本部の参集に準じるものとする。

5 災害時医療救護活動

(1) 職員初期行動

災害対策本部の指示がある場合を除き、病院事業企業職員は、次の区分に応じてそれぞれ次に定める順により自らの判断で適切かつ有効な行動をするものとし、これによりがたい場合には、上司等と相談の上、その他の適切な行動をとることができることとする。

ア 災害対策本部設置基準に定める災害が発生した場合

(ア) 災害発生時に院内にいる職員

- a 自身の安全確保
- b 入院患者、外来患者その他来院者の安全確保
- c パニックの防止及び2次災害の防止
- d 被災状況に関する情報収集
- e 災害対策本部の指示に基づく災害時医療救護活動

(イ) 災害発生時に居住地等院外にいる職員

- a 自身及び家族の安全確保
- b 居住地等の人命救助と災害弱者の保護
- c 居住地等の被災状況に関する情報収集
- d 登院
- e 災害対策本部の指示に基づく災害時医療救護活動

イ 災害情報センター設置基準に定める災害が発生した場合

(ア) 災害発生時に院内にいる職員

必要に応じて災害対策本部設置基準に定める災害が発生した場合に準じて行動するほか、日常業務を遂行する。

(イ) 災害発生時に居住地等院外にいる職員

必要に応じて災害対策本部設置基準に定める災害が発生した場合に準じて行動するほか、参集指示等の連絡を容易に受けられる環境の保持に努めるものとする。

(2) 情報収集及び報告

病院事業職員は、職員初期行動後引き続き被災状況に関する情報収集に努め、災害時医療救護活動に必要な情報を、災害対策本部または災害情報センターに遅滞なく報告するものとする。

(3) 施設及び設備の保守

病院事業職員は、職員初期行動後引き続き院内施設及び設備の保守に努め、機能が制限される施設及び設備について、災害対策本部または災害情報センターに遅滞なく報告するものとする。

(4) 院内トリアージ

ア 目的

限られた人的物的医療資源を最大限に活用し、可能な限り多数の傷病者に対する医療救護活動の実現に寄与することを目的とする。

イ 実施場所

院内トリアージは、1階ロビーで行うことを原則とし、これによりがたい場合には、センター長が適当と認めるその他の場所で行うものとする。

ウ 分類

傷病の緊急性、重症度に応じ次の表 11 のとおり分類し、トリアージタグを付けるものとする。

【表11：トリアージの категория】

順位	分類	識別色	傷病等の状態
第1順位	最優先治療群 (重症群)	赤色 (Ⅰ)	直ちに処置を行えば救命が可能な者
第2順位	非緊急治療群 (中等症群)	黄色 (Ⅱ)	多少治療の時間が遅れても生命には危険がない者 基本的にバイタルサインが安定している者
第3順位	最優先治療群 (軽症群)	緑色 (Ⅲ)	上記以外の軽易な傷病で、ほとんど専門医の治療を必要としない者
第4順位	不処置群 (死亡群)	黒色 (Ⅳ)	すでに死亡している者または直ちに処置を行っても明らかに究明が不可能な者

(5) 医療救護活動

ア 医療救護活動の原則

迅速かつ正確な情報の収集及び共有に努め、すべての病院事業企業職員の相互協力により現場の状況に応じた柔軟な対応を図り、限られた人的物的医療資源を最大限に活用し、可能な限り多数の傷病者に対する医療救護活動を行うこととする。

イ トリアージ別処置

本計画が適用される災害時には、災害現場におけるトリアージ及び院内トリアージによる識別色ごとにおおむね次の各号に定める処置を行うものとする。なお、災害の規模等の状況に応じてトリアージの目的を達成するために必要な場合には、現場の医師の判断で処置内容を変更できるものとする。

(ア) 赤色

救急処置室に収容し、治療を行う。ただし、当院の医療資源で治療が困難であると判断した場合には、災害拠点病院等に搬送することとする。

(イ) 黄色

病棟に収容し治療を行うこととし、病棟の収容人数を超える場合には、リハビリテーション室に準備する簡易ベッド等を活用して収容し、治療を行うこととする。なお、リハビリテーション室の収容人数を超える場合には、内科待合室、内科・眼科待合室、耳鼻いんこう科・産婦人科・小児科待合室、小児科待合室、外科・整形待合室の順に開放、収容し、治療を行うこととする。

(ウ) 緑色

健診室及び外来待合室に収容し、簡便な治療後、自ら移動が可能な傷病者については、避難所等への移動を促すこととする。

(エ) 黒色

霊安室に安置し、霊安室の収容人数を超える場合にはリネン庫を活用して安置するとともに、三浦市災害対策本部への状況報告を行い、三浦市災害対策本部に対し遺体安置所への移送を要請する。

6 災害資機材等の備蓄等

災害資機材等の備蓄等の量については、特に定めるもののほか、災害時に受入れる想定入院患者 205 人、常勤職員 119 人、その他若干名、計約 350 人を災害時の在院人数として、適当と認められる量とし、表 12 に掲げるものを基準として、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間に、

各年度の予算の定めるところにより整備、備蓄することとし、消費期限等のあるものについては、順次入替を行うものとする。

(1) ライフラインに関するもの

ライフライン（電力、ガス及び水道）に関するものについては、各々次の現状に鑑み、原則として災害時用に特別な備蓄はしないこととし、そのほか各々次に掲げる必要な措置を講じることとする。

ア 電力

停電時の電力は自家用発電機により賄うが、当院の自家用発電機の燃料である白灯油の燃料タンクの容量は30,000リットルである。しかし、26,000リットル程度を超えると警報が出るなどの理由から、運用上26,000リットルを上限として補給することとしている。

停電時には、自家用発電機により通常診療を行えるだけの電力供給を行うことを基本的な考え方とするが、現状ではCTなどの使用を含む非常保安動力及び非常保安電灯への電力供給が可能である。この停電時の自家用発電機からの電力供給に必要な白灯油の消費量はおおむね253リットル/時間、6,072リットル/日であり、燃料タンクに18,216リットルの残量があれば3日間の停電時の電力供給はできる試算が成り立つことから、最小残量を18,000リットル程度とする運用を図ることとする。

一方、病棟等の空調に必要な冷温水発生機や病理検査室のモダリティ（医療機器）等については停電時に使用できない（自家用発電機からの電力供給ができない）現状であり、災害時に通常診療を行うためには、本計画の計画期間において、予算の範囲内において順次必要な整備を行うこととする。

イ ガス

本計画の収容可能最大人数の想定のとおり、災害時の通常入院患者数は130人、当院で受入れる患者数は地震被害の想定による重症患者想定数90人のうち50%の45人、当院の患者のうち在宅酸素療法を実施中で災害時に受け入れる患者数は30人、計205人の入院患者を受入れるが、通常入院患者130人のうち食事を提供すべき患者数は通常おおむね80人であり、災害時に受入れる想定75人を合わせて1日155人の患者に食事を提供する必要があると想定できる。

当院の主たるガス消費は厨房用ガスであり、155人の食事を提供するために必要な消費量は19kg/日と試算できる。当院のプロパンガス容量は980kgであるが、最小残量を190kgとしても10日間のガス供給が可能であることから、残量を最大容量の約20%である200kg程度を下回らない運用を図ることとする。

ウ 水道

当院の上水受水槽は55トンで、雑用受水槽は144トンであり、ともに使用量を補充する仕組みで常に満タンの状態を維持している。

災害時に必要な1人当たり飲料水は3リットル/日という説があり、これをもとに、災害時に受入れる入院患者205人、常勤職員119人、その他若干名、計約350人を災害時の在院人数としても1日当り飲料水は1.05トンで、上水受水槽55トンで50日以上飲料水を賄えるという試算ができる。

また、雑用受水槽の主な使用目的はトイレ洗浄水であるが、災害時に必要なトイレ洗浄水

は32リットル／日という説があり、これをもとに、災害時の在院人数約350人に必要な1日当たりトイレ洗浄水は11.2トンで、雑用受水槽144トンで約13日分のトイレ洗浄水を賄える試算ができる。

以上、災害時における飲料水、トイレ洗浄水ともに十分な量が確保されているが、不測の事態に備え、飲料水、トイレ洗浄水に関わらず、節水に心がけることとする。

(2) 医薬品

災害時医療救護活動に必要な医薬品等を供給するため、神奈川県薬剤師会三浦支部と医療品等の調達協定を結んでいることから、当院における医薬品の備蓄は必要最小限にとどめることとし、薬品別の備蓄量は、表3の医薬品リストを基準とする。この際、同等の効果をえられる他の薬品の代替などについて、薬局長の判断により柔軟な対応ができるものとする。

(3) 診療材料等

診療材料等の備蓄量については、表3の医薬材料等リストを基準とし、このうち、防災備蓄倉庫、省スペースベッド及びトリアージタッグについては次に定める根拠により必要数を備蓄するものとする。この際、同等の効果をえられる他の医薬材料等の代替などについて、事務局次長の判断により柔軟な対応ができるものとする。

ア 防災備蓄倉庫

次の省スペースベッドの収納時の容量は0.672 m³/台 (H:1,200mm、W:1,000mm、D:560mm)であり、これを63床収納するために必要な容量42.3 m³のほか、災害時用の毛布等の収納スペースを確保するため、容量18.8 m³程度の災害資機材倉庫3基を整備する。

イ 省スペースベッド

災害による重症患者のうち入院加療を要する者及び在宅酸素療法を実施中の患者で災害時に受入れる患者に提供すべきベッド及びそのために必要な省スペースベッド数は、下記によるものとする。

(ア) 当院一般病床136床のうち、収容可能最大人数の想定災害時通常入院患者に130床使用することから、一般病床のうち6床を提供できる。

(イ) 各病棟(2階～4階)のハイケアユニットに各2床、計6床準備されており、この6床を提供できる。

(ウ) 平成24年度に寄付を受けた19床が提供できる。

(エ) 災害による重症患者のうち入院加療を要する者及び在宅酸素療法を実施中の患者で災害時に受入れる患者のために必要なベッド数の合計は、収容可能最大人数の想定のとおり75床であり、これから(ア)、(イ)及び(ウ)の計31床を除いた44床を省スペースベッドの備蓄で賄うこととする。

ウ トリアージタッグ

トリアージタッグは、収容可能最大人数の想定災害による重症患者のうち入院加療を要する者45人及び災害による重症患者を除く負傷者のうち外来診療を要する者188人、計233人に対応するため、1セット100枚入を3セット備蓄することとする。

(4) 食糧

食糧の備蓄量については、災害時の在院予定数 350 人に 3 日分の食事を提供するために必要な量とし、表 3 の食糧リストを基準とする。この際、同等の効果を得られる他の食糧の代替などについて、管理栄養士の判断により柔軟な対応ができるものとする。

【表12：三浦市立病院災害時医療資材等備蓄リスト】

区分	名称	数量	単価(円)	金額(円)	備考
医薬品	イオダインM消毒液10%250ml	20本	320	6,400	殺菌消毒
	消毒用イソプロピルアルコール70%500ml	20本	231	4,620	
	マスク液5%500ml	5本	540	2,700	
	エタプラスゲル500ml	20本	840	16,800	
	大塚生食注(細口開栓)500ml	60瓶	152	9,120	洗浄液
	注射用水500ml	60瓶	170	10,200	
	ソセゴン15mg	30A	72	2,160	鎮痛剤
	アトロピン硫酸塩注0.5mg	30A	72	2,160	鎮けい剤
	ブスコパン注20mg	20A	60	1,200	
	セルシン注射液10mg	50A	105	5,250	精神神経用剤
	グリセオール注200ml	20袋	302	6,040	脳循環改善剤
	イノバン注100mg	20A	911	18,220	昇圧剤・強心剤
	アドレナリン注0.1%シリンジ	50筒	174	8,700	
	ノルアドレナリン注1mg	50A	96	4,800	
	ジゴシン注0.025%1ml	10A	96	960	
	ブレドバ注600mg	20袋	1,231	24,620	
	ソル・コーテフ注射用100mg	30V	354	10,620	副腎皮質ホルモン剤
	ビタメジン静注用	50V	135	6,750	ビタミン剤
	カルチコール注射液8.5%10ml	30A	82	2,460	カルシウム剤
	アドナ静注用100mg	30A	113	3,390	止血剤
	トランサミン注10%10ml	30A	135	4,050	
	ニトロール点滴静注50mg	10袋	1,990	19,900	血管拡張剤
	ラシックス注20mg	50A	64	3,200	利尿剤
	ニチフィリン注PB250mg	50A	58	2,900	喘息治療剤
	キシロカインポリアンブ1%5ml	50A	63	3,150	局所麻酔剤
	沈降破傷風トキシイド0.5mlシリンジ	20筒	509	10,180	トキシイド
	献血アルブミン25%50ml	10本	6,818	68,180	血清アルブミン
	日赤ポリグロビンN5%静注2.5g50ml	10V	23,503	235,030	ヒト免疫グロブリン
	ヒューマリンR注100単位/ml	5V	353	1,765	インスリン製剤
	スルバシリン静注用1.5g	30瓶	471	14,130	抗生物質
	ファーストシン静注用1gパック	30キット	1,966	58,980	
	セフメタゾールナトリウムパック1g	30キット	722	21,660	
	ソリタT1号500ml	100瓶	189	18,900	
	ソリタT3号500ml	100瓶	178	17,800	輸液
	フィジオ140500ml	100袋	194	19,400	
	ピカネイト500ml	100袋	250	25,000	
	生理食塩液100ml	100瓶	115	11,500	
	生食500ml	60瓶	152	9,120	
	ブドウ糖5%500ml	60袋	180	10,800	
	ブドウ糖5%20ml	50A	64	3,200	
	ボルタレンサポ25mg	30本	56	1,680	解熱鎮痛剤
	ボルタレンサポ50mg	30本	69	2,070	
	アンヒバ坐剤200mg	30本	32	960	解熱鎮痛剤
	アンヒバ坐剤100mg	30本	20	600	
	イソジンガーグル30ml	50本	103	5,150	うがい薬
	クラビット点眼1.5%	20本	620	12,400	点眼液
	フルメトロン点眼0.1%	20本	364	7,280	
	フルタイド200デイスカス	5本	3,118	15,590	喘息治療剤
	メプチン10μエア-100吸入用	5本	995	4,975	
	ツロブテロールテープ2mg	50枚	48	2,400	血管拡張
硝酸イソソルビドテープ40mg	140枚	42	5,880		
ボルタレンゲル50g	10本	446	4,460	消炎剤	
ロキソニンパップ100mg	140枚	45	6,300		
ゲンタシン軟膏10g	10本	144	1,440	抗生物質	
リンデロンVG軟膏5g	10本	158	1,580		
ロキソプロフェン錠	50錠	8	400	解熱鎮痛剤	
カロナル錠200mg	100錠	9	900		
セルシン錠2mg	50錠	6	300	精神神経用剤	
レンドルミンD錠0.25	100錠	28	2,800	睡眠導入剤	
アデホスコーワ顆粒10%	200包	28	5,600	脳循環改善剤	
ミオナル錠50mg	200錠	20	4,000	骨格筋弛緩剤	
ファモチジンD錠20mg	100錠	16	1,600	消化性潰瘍治療剤	
ピオフェルミン錠	150錠	5	750	整腸剤	
テノール錠50mg	100錠	101	10,100	循環器用剤	
コニール錠4mg	100錠	57	5,700		
ニトロペン舌下錠	30錠	15	450	狭心症治療剤	
アマリール錠	100錠	20	2,000	糖尿病治療剤	
テオドール錠100mg	100錠	12	1,200	喘息治療剤	
ブレドニン錠5mg	100錠	10	1,000	副腎皮質ホルモン剤	

医薬品	P L 顆粒1g	300 包	6	1,800	総合感冒剤
	ボララミン錠 2mg	50 錠	5	250	抗ヒスタミン剤
	S M 散1.3g	300 包	8	2,400	胃腸薬
	エクセラゼ配合錠	300 錠	5	1,500	
	ロベミン	50 錠	57	2,850	下痢止め
	ブルゼニド錠	200 錠	5	1,000	下剤
	フロモックス錠100mg	200 錠	59	11,800	抗生物質
	ホスミシン錠500	300 錠	67	20,100	
	クラリシッド錠200mg	200 錠	95	19,000	抗菌剤
クラビッド錠500mg	100 錠	499	49,900		
医薬品計				926,180	
診療材料等	災害資機材倉庫 (SUS102)	3 基	2,310,000	6,930,000	
	災害時備蓄医薬品収納庫	1 台	108,150	108,150	
	省スペースベッド (JDT-602-60BR-2 8-2416-01)	44 台	18,322	806,168	
	難燃災害備蓄用毛布 (防災対策安全協会)	20 箱	47,808	956,160	
	防寒・保温シート (角利産業)	63 枚	287	18,081	
	MPタイプヘルメット (白・谷沢製作所)	2 個	12,960	25,920	
	手回し充電ラジオライト (アイリスオーヤマ)	10 台	2,381	23,810	
	LEDヘッドライトフォーティーン (エイ・エム・ジェイ)	10 個	795	7,950	
	ハイパワーLED防水ヘッドランプ (パナソニック)	10 個	5,261	52,610	
	LEDヘッドライト(単4×3本・エスコ)	10 個	2,713	27,130	
	トリアージタグ (ミドリ安全)	3 セット	29,400	88,200	1 セット50枚 2 組
	輸液セット (トップ)	900 セット	36.8	33,120	
	輸液セット (トップ輸液セット翼状針付)	900 セット	36.8	33,120	
	輸液セット (小児用) (テルモ TK-U200L)	60 セット	44.4	2,664	
	留置針 (スミスメディカル 22G 25mm)	600 本	81.9	49,140	
	翼状針 (ニプロ 22G 3/4)	900 本	8.7	7,830	
	シリンジ (テルモ 2.5ml中口 針なし)	1,000 本	5.9	5,900	
	シリンジ (テルモ 5ml中口 針なし)	1,000 本	8.1	8,100	
	シリンジ (テルモ 10ml横口 針なし)	1,500 本	8.6	12,900	
	シリンジ (テルモ 20ml横口 針なし)	600 本	11.3	6,780	
	ディスポーザブル注射針 (ニプロ 18G×1 1/2)	1,500 本	2.1	3,150	
	ディスポーザブル注射針 (ニプロ 21G×1 1/2)	1,500 本	2.1	3,150	
	診療材料等計				9,210,033
食糧	ソフトパン缶	504 缶	383	193,032	3年1ヶ月
	アルファ化米 白飯	750 袋	184	138,000	5年
	白がゆ	150 袋	231	34,650	5年
	梅がゆ	150 袋	231	34,650	5年
	牛肉大和煮	168 缶	215	36,120	3年6ヶ月
	ビーフカレー	120 袋	136	16,320	3年
	鶏肉うま煮	168 缶	176	29,568	3年6ヶ月
	ビーフシチュー	168 袋	242	40,656	3年6ヶ月
	さば味噌煮	168 缶	136	22,848	3年
	さんま蒲焼き	168 缶	110	18,480	3年
	いわし味付	168 缶	262	44,016	3年
	まぐろフレーク	168 缶	115	19,320	3年
	ポテトツナサラダ	168 缶	180	30,240	3年6ヶ月
	みそ汁	336 缶	126	42,336	3年6ヶ月
	かぼちゃいとこ煮	168 缶	198	33,264	3年
	ひじき	168 缶	198	33,264	3年
	むらさきはな豆	48 缶	198	9,504	3年
	とりそばろ	48 缶	115	5,520	3年6ヶ月
	白桃缶	72 缶	126	9,072	3年
	みかん缶	96 缶	126	12,096	3年
	ふっくら白がゆ	81 袋	126	10,206	1年3ヶ月
	ふっくら海苔がゆ	81 袋	138	11,178	1年3ヶ月
	ふっくら梅がゆ	81 袋	138	11,178	1年3ヶ月
	照焼きチキン (ミキサー)	67 袋	120	8,040	1年6ヶ月
	いわし梅煮 (ミキサー)	56 袋	120	6,720	1年6ヶ月
	筍おかか煮 (ミキサー)	32 袋	120	3,840	1年6ヶ月
	コーンサラダ (ミキサー)	56 袋	120	6,720	1年6ヶ月
	うぐいす豆 (ミキサー)	32 袋	120	3,840	1年6ヶ月
	栄養補助ゼリー(イチゴ)	27 カップ	105	2,835	1年
	栄養補助ゼリー(バナナ)	27 カップ	105	2,835	1年
	栄養補助ゼリー(コーヒー)	27 カップ	105	2,835	1年
	ブイクレゼゼリー(マンゴー)	81 カップ	105	8,505	6ヶ月
	茶碗蒸し かつお風味	81 カップ	99	8,019	1年
食糧計				889,707	
備蓄品合計				11,025,920	

※食糧の備考欄は賞味期限

IV 防災教育等

1 防災教育

(1) 防災教育の実施

総病院長は防火管理者をして、防災教育を計画的に行うものとする。

(2) 防災教育の目的

防災教育は、火災、地震及びその他の災害に対して三浦市立病院が行う消防活動及び災害時医療救護活動についてすべての病院事業職員の意識の高揚を図るほか、おおむね次に掲げる事項及び防火管理者が必要と認める事項の周知徹底を目的として行うものとする。

- ア 本計画の意義
- イ 火災予防上の遵守事項
- ウ 防火管理に対する職員各自の任務及び責任
- エ 安全な作業等に関する基本的留意事項
- オ 災害時医療救護活動にかかる当院の役割
- カ その他防災上必要な事項

(3) 講演会等

防火管理者は、消防機関が行う講演会及び研究会等に積極的に参加するとともに、病院事業職員に対する防火講演等を、必要に応じて随時開催するものとする。

(4) ポスターの作成

防火思想の普及のため、防災訓練にあわせて、防火ポスターを作成するものとする。

2 防災訓練

(1) 訓練の実施

総病院長は、防火管理者をして、表 10 及び別に定めるマニュアルにより、消防訓練等の防災訓練を計画的に行うものとする。ただし、表 6 に定める訓練実施予定日に訓練を行うことが適当でないと認められる場合に防火管理者は、当該実施予定日を変更して防災訓練を行うことができるものとする。

【表10：防災訓練の種類等】

訓練の種類		訓練内容	実施予定日
目的別区分	手法別区分		
消防訓練	総合訓練	消防計画に定める通報連絡、消火活動、避難誘導、防護安全措施及び応急救護等の連動訓練	3月1日
	基礎訓練	屋内消火栓操法、消火活動に使用する設備器具等の取扱訓練	随時
	図上訓練	各自が机上で行うイメージトレーニング	
災害時医療救護訓練	総合訓練	地震による出火を想定した消防訓練総合訓練に準じた訓練及び災害時医療救護計画に定める職員初期行動、情報収集及び報告、施設及び設備の保守、院内トリアージ並びに医療救護活動の連動訓練	9月1日
	基礎訓練	消防訓練の基礎訓練に準じた訓練のほか、院内トリアージ及び医療救護活動の個別訓練	随時
	図上訓練	各自が机上で行うイメージトレーニング	

(2) 消防機関への指導要請

防火管理者は、防災訓練を実施するに際し必要と認める場合は、消防機関への指導を要請することとする

(3) 訓練の実施報告

防火管理者は、消防訓練及び災害時医療救護訓練の総合訓練を実施する場合は、別に定める訓練通知書により、三浦市消防本部に通知するものとする。

附則

- 1 この計画は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この計画の施行前の「三浦市立病院防災計画」は、この計画の施行をもって廃止する。

附則

この計画は、平成26年5月12日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

三浦市立病院防災計画

平成 25 年 4 月 1 日

編集：三浦市立病院事務局

発行：三浦市立病院

〒238-0222

三浦市岬陽町 4-33

TEL：046-882-2111（代表）

FAX：046-881-7527

Email：byouin0101@city.miura.kanagawa.jp